

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対する 国民健康保険税／後期高齢者医療保険料の減免について

対象となる世帯

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（※1）が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯 ⇒対象期間中の保険税（料）を全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者（※1）の収入減少が見込まれる世帯で、下記（1）～（3）のすべてに該当する世帯 ⇒対象期間中の保険税（料）の一部を減額

●保険税（料）が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者（※1）について、

- （1）事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額は控除する）
- （2）前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- （3）収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

減免の対象となる国民健康保険税／後期高齢者医療保険料

令和元年度分および令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの

- ※1 主たる生計維持者とは、原則として、その世帯における世帯主です。
- ※2 申請にあたっては、医師の診断書や収入を証明する書類が必要となります。
申請書類等の詳細については、決定しだい随時更新いたします。

減免の基準を満たさない方で支払いが困難な場合

減免に該当しない場合でも徴収の猶予を受けられる場合があります。
詳しくは[こちら](#)のページをご参照下さい。

お問合せ先：

与那原町役場 健康保険課（第一庁舎 2F）
TEL 098-945-2204